

令和6年度第1回大分県豊肥地域医療構想調整会議

日 時：令和6年11月7日（木）18：30～19：30

場 所：神楽会館 音楽室・視聴覚室

次 第

1 開会あいさつ

2 副議長の選出

3 議 事

(1) 令和5年度病床機能報告の結果について（報告）

(2) 推進区域の設定について（報告）

(3) 地域医療介護総合確保基金について（報告）

(4) 紹介受診重点医療機関の選定について（協議）

(5) その他

【資料】

(1) 次第

(2) 出席者名簿

(3) 大分県構想区域地域医療構想調整会議設置要綱

(4) 資料1

(5) 資料2

大分県豊肥地域医療構想調整会議 委員出欠確認

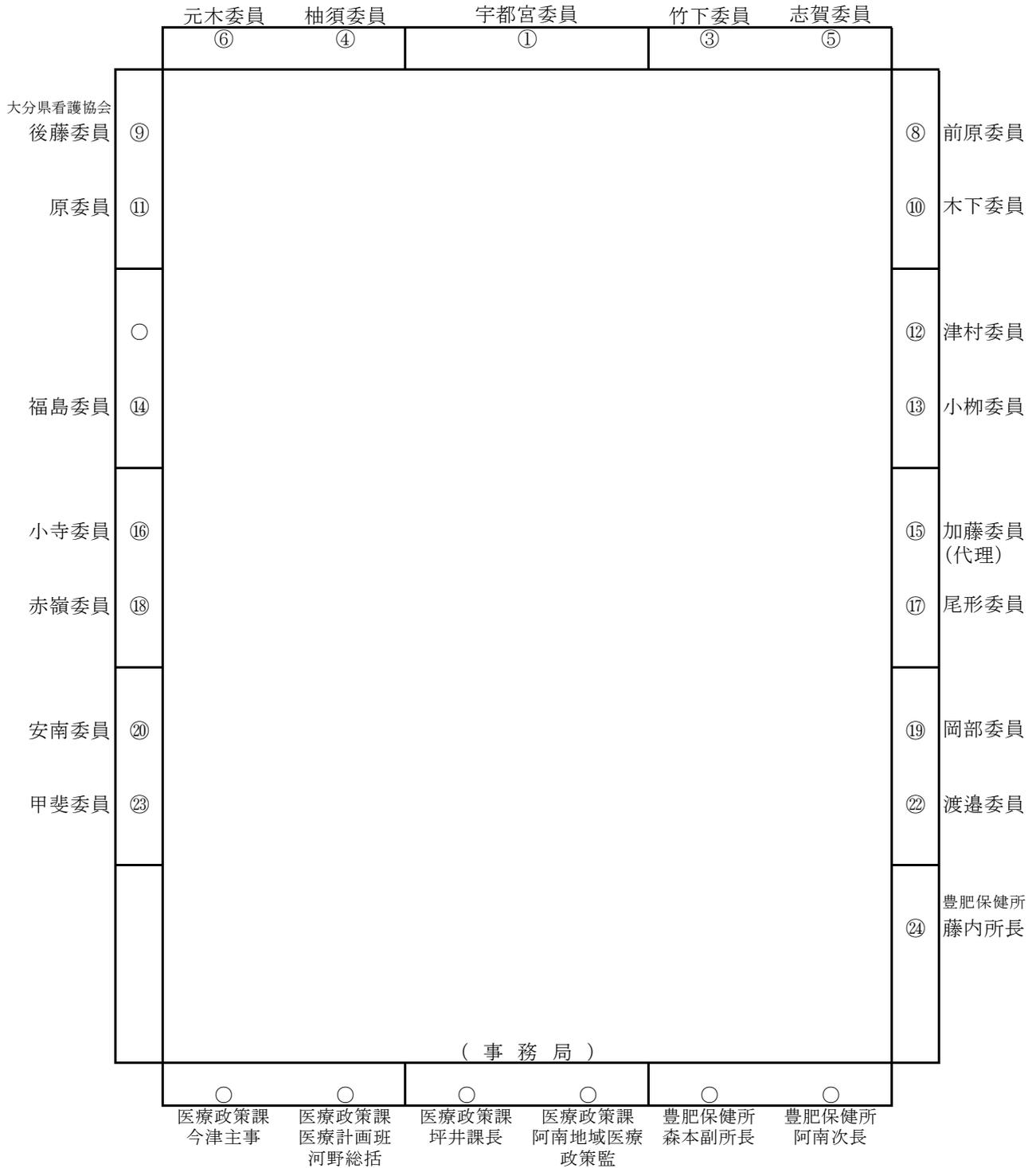
委員数：24名、敬称略

	所属等	委員氏名	出欠	備考
1	豊後大野市医師会 副会長	宇都宮 健志	○	関愛会三重東クリニック院長
2	豊後大野市医師会 理事	後藤 孝之	×	ごとう消化器科・内科クリニック院長
3	竹田市医師会 会長	竹下 昌一	○	道全内科院長
4	竹田市医師会 副会長	袖須 慎	○	袖須医院院長
5	竹田市医師会 理事	志賀 洋	○	志賀内科院長
6	竹田市歯科医師会 会長	元木 啓後	○	竹田市荻歯科診療所院長
7	豊後大野市歯科医師会 会長	木付 暁子	×	市場のはいしゃさん院長
8	豊後大野市薬剤師会 会長	前原 理佳	○	ふるさと薬局 管理者
9	大分県看護協会 豊後大野・竹田地区理事	後藤 幸代	○	豊後大野市民病院看護部長
10	豊後大野市民病院 院長	木下 忠彦	○	
11	竹田医師会病院 院長	原 政英	○	
12	社会医療法人社団 大久保病院 総括院長	津村 弘	○	
13	帰巖会みえ病院 院長	小柳 雅孔	○	
14	福島病院 院長	福島 幹生	○	
15	加藤病院 院長	加藤 一郎	○	(代理)加藤悦郎
16	大分県訪問看護ステーション協議会 豊肥支部理事	小寺 みゆき	○	天心堂おおの診療所
17	医療保険者代表	尾形 敦	○	全国健康保険協会大分支部 業務部 業務グループ長
18	竹田市地域包括支援センター長	赤嶺 明子	○	
19	豊後大野市地域包括支援センター長	岡部 太	○	
20	竹田市保険健康課長	安南 泰彦	○	
21	豊後大野市市民生活課長	河野 康博	×	
22	竹田市消防本部 消防長	渡邊 良夫	○	
23	豊後大野市消防本部 消防長	甲斐 慎治	○	
24	豊肥保健所長	藤内 修二	○	

地域医療構想アドバイザー

大分県医師会 副会長	内田 一郎	○	オンライン参加
大分大学医学部公衆衛生・疫学講座 教授	斉藤 功	○	オンライン参加

令和6年度第1回 大分県豊肥地域医療構想調整会議 配席表



傍聴席／記者席

○	○	○
豊肥保健所 飯田課長	豊肥保健所 織田補佐	豊肥保健所 志賀主事

大分県構想区域地域医療構想調整会議設置要綱

(設置)

第1条 大分県は、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の14の規定に基づき、構想区域（同法第30条の4第2項第7号に規定する「構想区域」をいう。）ごとに、将来の病床数の必要量を達成するための方策その他の地域医療構想（同号に規定する「地域医療構想」をいう。以下同じ。）の達成を推進するために必要な協議を行うため、大分県構想区域地域医療構想調整会議（以下「構想区域調整会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 構想区域調整会議は、次の事項について所掌する。

- (1) 地域医療構想の策定に関する協議
- (2) 地域の病院及び有床診療所が担うべき病床機能に関する協議
- (3) 病床機能報告制度による情報等の共有
- (4) 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第4条の規定に基づく都道府県計画に盛り込む事業に関する協議
- (5) 外来医療に係る医療提供体制の確保に関する協議
- (6) その他の地域医療構想の達成の推進に関する協議

(委員)

第3条 構想区域調整会議は、次に掲げる者のうちから大分県知事が委嘱する者を委員として組織する。

- (1) 診療に関する学識経験者の団体
- (2) その他の医療関係者
- (3) 医療保険者
- (4) その他の関係者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長及び副議長)

第5条 構想区域調整会議に議長及び副議長を置く。

- 2 議長及び副議長は、委員の互選によって定める。
- 3 議長は、会務を総理し、構想区域調整会議を代表する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 副議長は、議長が議事に関し直接の利害関係者となる場合には、当該議事に関し、その職務を代理する。

(設置期間)

第6条 構想区域調整会議の設置期間は、この要綱の施行の日から地域医療構想の達成までとする。

(会議)

第7条 構想区域調整会議は議長が招集する。

- 2 構想区域調整会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 議長は委員の代理を認めることができる。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第8条 構想区域調整会議に、専門の事項を調査審議させるため、議長が必要と認めるときは、部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 構想区域調整会議の庶務は、福祉保健部医療政策課及び大分県が設置する各保健所において行う。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、構想区域調整会議の運営に関し必要な事項は、議長が構想区域調整会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年6月25日から施行する。
- 2 地域医療構想が策定されるまでの間、第1条に規定する「構想区域」を「二次医療圏」と読み替える。

附 則

この要綱は、令和元年6月20日から施行する。